

新旧対照表

改正後	改正前
海外商社名簿及び与信枠関係手続細則 平成13年4月1日 01-制度-00065 平成13年9月21日 一部改正 平成14年6月25日 一部改正 平成15年3月25日 一部改正 平成15年10月8日 一部改正 平成16年3月26日 一部改正 平成16年4月16日 一部改正 平成16年8月30日 一部改正 平成17年3月30日 一部改正 平成17年7月7日 一部改正	海外商社名簿及び与信枠関係手続細則 平成13年4月1日 01-制度-00065 平成13年9月21日 一部改正 平成14年6月25日 一部改正 平成15年3月25日 一部改正 平成15年10月8日 一部改正 平成16年3月26日 一部改正 平成16年4月16日 一部改正 平成16年8月30日 一部改正 平成17年3月30日 一部改正
<p>この細則は、「海外商社名簿について」(平成13年4月1日 01-制度-00063。以下「名簿規程」という。)及び「海外商社の与信管理について」(平成13年4月1日 01-制度-00064。以下「与信規程」という。)に規定する海外商社名簿(以下「名簿」という。)登録申請等の手続に関する事項について定めるものとする。</p>	<p>この細則は、「海外商社名簿について」(平成13年4月1日 01-制度-00063。以下「名簿規程」という。)及び「海外商社の与信管理について」(平成13年4月1日 01-制度-00064。以下「与信規程」という。)のうち、名簿規程第5条に規定する海外商社名簿(以下「名簿」という。)の登録等申請、与信規程第3条に規定する信用危険保険金支払限度額の設定及び与信規程第5条に規定する個別保証枠の増額申請等に関する手続的な事項について定めるものとする。</p>
<p>(海外商社の登録申請について)</p> <p>第1条 名簿規程第6条第1項に規定する海外商社の登録等申請は、次の各号によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 名簿に海外商社の登録を希望する者は、別紙様式第1による「海外商社登録申請書」1通に、名簿規程第8条に規定する信用調査報告書の原本1通又は名簿規程第9条、第10条、第11条及び第12条第2項各号に規定する信用調査報告書に代わる書類1通を添付して、独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)の本店、大阪支店又は財団法人貿易保険機構(以下「本店等」という。)に提出するものとする。 二 前号に定めるもののほか名簿規程第12条第1項の規定によりPN格又はPU格に海外商社の登録を希望する場合にあっては、それぞれ、海外商社登録申請書の表題の右に「(PN)」又は「(PU)」の文字を記入するものとする。 	<p>(海外商社の登録申請について)</p> <p>第1条 名簿規程第5条第1項に規定する海外商社の登録等申請は、次の各号によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 海外商社を名簿に登録申請しようとする者は、別紙様式第1による「海外商社登録申請書」1通に、名簿規程第7条に規定する信用調査報告書の原本1通又は名簿規程第8条、第9条、第10条及び第11条第2項各号に規定する信用調査報告書に代わる書類1通を添付して、独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)の本店、大阪支店又は財団法人貿易保険機構(以下「本店等」という。)に提出するものとする。 二 前号に定めるもののほか名簿規程第11条第1項の規定によりPN又はPUの格付に海外商社を登録する場合にあっては、それぞれ、海外商社登録申請書の表題の右に「(PN)」又は「(PU)」の文字を記入するものとする。
<p>(登録申請の期限)</p> <p>第2条 前条に規定する登録は、原則として貿易保険の付保申込日(輸出手形保険にあっては、付保申込を行う荷為替手形の貢取日)の15日前までに申請するものとする。</p>	<p>(登録申請の期限)</p> <p>第2条 前条に規定する登録は、原則として貿易保険の付保申込又は輸出手形保険の貢取日のそれより15日前までに申請するものとする。</p>
<p>(海外商社の格付変更、継続及び個別保証枠の増額申請について)</p> <p>第3条 名簿規程第6条第1項の規定による海外商社の格付変更、与信規程第5条第2項の規定による個別保証枠の増額又は名簿規程第12条第4項の規定によるPN格の有効期間の延長を希望する者は、別紙様式第2による「海外商社格付変更・継続申請書／個別保証枠増額申請書」1通及び名簿規程第8条に規定する信用調査報告書(設立後1年未満の海外商社のPN格への変更を希望する場合は、名簿規程第12条第2項第2号に規定する書類をもって当</p>	<p>(海外商社の格付変更及び個別保証枠の増額申請について)</p> <p>第3条 名簿規程第5条第1項の規定による海外商社の格付変更、与信規程第5条第2項の規定による個別保証枠の増額又は名簿規程第11条第4項の規定によるPNの有効期間を延長しようとする者は、別紙様式第2による「海外商社格付変更・継続申請書／個別保証枠増額申請書」1通及び名簿規程第7条に規定する信用調査報告書(設立後1年未満の海外商社の格付をPNに変更する場合は、名簿規程第11条第2項第2号に規定する書類をもって当該信</p>

該信用調査報告書に代えることができる。) 1通を本店等に提出するものとする。

(海外商社の名称住所変更申請について)

第4条 名簿規程第6条第2項の規定により海外商社の名称住所の変更を申請する者は、別紙様式第3「海外商社名称・住所変更申請書」1通及びその事実を証する書類1通を本店等に提出するものとする。

2 前項の規定により海外商社の名称住所の変更を申請する場合は、次により行うものとする。

一 海外商社の名称が、次の各号のいずれかに該当する場合には変更を申請するものとする。

イ 誤りがある場合

ロ 追加する場合

ハ 変更された場合 (別法人の新設、企業合併、組織変更 (個人組織から法人組織へ又は法人組織から他の法人組織等への変更をいう。)、営業の全部譲渡又は企業分割等によって名称が変更される場合を除く。ただし、組織変更のうち権利義務が包括的に継承された場合を含む。)

二 海外商社の住所が、次の各号のいずれかに該当する場合には変更を申請するものとする。

イ 誤りがある場合

ロ 追加する場合

ハ 変更された場合

3 第1項に規定する「その事実を証する書類」とは、次のとおりとする。

一 名称変更申請を行う場合は、次のいずれかの書類

イ 当該海外商社のレターヘッドを有する書簡により確認できる場合はその写し

ロ 当該海外商社の所在地における商業登記簿の写し (英訳又は邦訳を添付のこと。)

ハ 次の機関により発行され、かつ、その旨の記載がある証明書の写し (英訳又は邦訳を添付のこと。)

(1) 海外の証明機関

①政府 (司法機関を含む。) 地方公共団体若しくはこれらに準ずる者

②商工会議所

③世界的に信頼されている信用調査機関

④銀行 (買取銀行の海外支店は除く。)

(2) 日本の証明機関

①日本大使館 (在外公館を含む。)

②独立行政法人日本貿易振興機構 (在外事務所を含む。)

③世界的に信頼されている信用調査機関

④①、②又は国際機関等への海外派遣員

⑤銀行 (買取銀行の海外支店は除く。)

二 最新時点における当該海外商社の信用調査報告書

ホ 既に登録されている名称が確認でき、かつ、変更時期、変更後の名称及び単なる名称変更である旨の記載がある当該海外商社からの書簡の写し

ヘ 本邦法人の海外における支店又は子会社等の名称変更をする場合に

用調査報告書に代えることができる。) 1通を本店等に提出するものとする。

(海外商社の名称住所変更申請について)

第4条 名簿規程第5条第2項の規定により海外商社の名称住所の変更申請をしようとする者は、別紙様式第3「海外商社名称・住所変更申請書」1通及びその事実を証する書類1通を本店等に提出するものとする。

2 前項の規定により海外商社の名称住所の変更申請をしようとする場合は、次により行うものとする。

一 海外商社の名称は、次の各号に該当する場合に変更するものとする。

イ 名称に誤りがある場合

ロ 名称を追加する場合

ハ 名称が変更された場合

別法人の新設、企業合併、組織変更 (個人組織から法人組織へ又は法人組織から他の法人組織等への変更をいう。)、営業の全部譲渡又は企業分割等によって名称が変更される場合を除く。ただし、組織変更のうち権利義務が包括的に継承されている場合を含む。

二 海外商社の住所は、次の各号に該当する場合に変更するものとする。

イ 住所に誤りがある場合

ロ 住所を追加する場合

ハ 住所が変更された場合

3 第1項に規定する「その事実を証する書類」とは、次のとおりとする。

一 名称変更申請を行う場合

イ 名称に誤りがある場合、名称を追加する場合或いは名称が変更された場合は、その事が確認できる次のいずれかの書類

(1) 正しい名称が記載されているレターヘッドを有する当該海外商社からの書簡の写し

(2) 当該海外商社の所在地における商業登記簿の写し (英訳又は邦訳を添付のこと。)

(3) 次の機関により発行され、かつ、その旨の記載がある証明書の写し (英訳又は邦訳を添付のこと。)

1. 海外の証明機関

①政府 (司法機関を含む。) 地方公共団体若しくはこれらに準ずる者

②商工会議所

③世界的に信頼されている信用調査機関

④銀行 (買取銀行の海外支店は除く。)

2. 日本の証明機関

①日本大使館 (在外公館を含む。)

②独立行政法人日本貿易振興機構 (在外事務所を含む。)

③世界的に信頼されている信用調査機関

④①、②又は国際機関等への海外派遣員

⑤銀行 (買取銀行の海外支店は除く。)

(4) 最新時点における当該海外商社の信用調査報告書

(5) 既に登録されている名称が確認でき、かつ、変更時期、変更後の名称及び単なる名称変更である旨の記載がある当該海外商社からの書簡の写し

ロ 本邦法人の海外における支店・子会社等の名称変更をする場合にあつ

	<p>あっては、本邦法人の有価証券報告書の表紙及び当該支店又は子会社等の変更後の名称が記載されているページの写し</p> <p>二 住所変更申請を行う場合は、次のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 前号イからニまでのいずれかの書類に当該海外商社の住所が記載されている場合はその写し ロ 住所を追加する場合は、既に登録されている住所が確認でき、かつ、追加する住所が併記されている書類の写し ハ 住所が変更された場合は、既に登録されている住所が確認でき、かつ、変更時期及び変更後の住所の記載がある当該海外商社からの書簡の写し（削除） <p>三 第1号及び第2号の規定にかかわらず、名簿区分Pの海外商社の名称住所の変更を申請する場合は、当該海外商社が公式に作成した輸出契約書等（当該海外商社の名称住所が記載されているものに限る。）の写しをもって、「その事実を証する書類」とすることができます。</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>4 海外商社の名称住所変更の事実を認識した者は、名称住所変更申請を遅延なく提出するものとする。</p> <p>（海外支店・子会社等の登録申請について）</p> <p>第5条 名簿規程第6条第5項の規定により海外商社の海外支店・子会社等（与信規程第8条第2項に規定する日本貿易保険が信用危険のてん補を制限するものに該当する本邦法人の海外の支店又は法人等をいう。以下同じ。）の登録を申請する者は、別紙様式第4「海外支店・子会社等登録申請書」1通に、与信規程第8条第2項の各号に該当することを証する書類として、名称住所が確認できる書類の写し1通及び次に掲げる書類1通を添付して、本店等に提出するものとする。</p> <p>一 与信規程第8条第2項第1号 本店又は支店の関係にあることが確認できる書類又はその写し（被保険者の商業登記簿の謄本又は有価証券報告書等）</p> <p>二 与信規程第8条第2項第2号 資本関係が確認できる書類又はその写し（被保険者の有価証券報告書、連結決算書、年次報告書等）</p> <p>三 与信規程第8条第2項第3号 特定の人的関係を有することが確認できる書類又はその写し、資本関係を含む場合にあっては、それに加え資本関係が確認できる書類又はその写し（被保険者の商業登記簿の謄本又は有価証券報告書等）</p> <p>四 与信規程第8条第2項第4号 その他実質的に同視できることが確認できる書類の写し</p> <p>2 当該申請に係る海外商社が名簿に登録されていない場合は、前項に規定する書類に加え、次の各号に定める書類1通を添付することにより、第1条に規定する海外商社の登録申請に代えることができる。</p> <p>一 名簿区分Pに登録を希望する場合 前項各号に規定する書類に海外商社の名称及び住所が記載されていない場合にあっては、名簿規程第12条第2項に規定する書類</p> <p>二 名簿区分P以外に登録を希望する場合 名簿規程第8条に規定する信用調査報告書の原本（同第9条から第11条までの規定により信用調査報告書に代えることのできることとなっている書類を含む。）</p> <p>3 第1項の規定に基づき登録された当該子会社等の登録内容に変更が生じた</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>ては、本邦法人の有価証券報告書の写しをもって、「その事実を証する書類」とすることができます。</p> <p>二 住所変更申請を行う場合は</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 住所に誤りがある場合は、正しい住所が記載されているレターへッドを有する当該海外商社からの書簡の写し ロ 住所を追加する場合は、既に登録されている住所が確認でき、かつ、追加する住所が併記されている書類の写し ハ 住所が変更された場合は、既に登録されている住所が確認でき、かつ、変更時期及び変更後の住所の記載がある当該海外商社からの書簡の写し <p>二 住所に誤りがある場合、住所を追加する場合或いは住所が変更された場合は、前号イの規定を準用することができる。</p> <p>三 与信管理区分Pに格付された海外商社の名称住所を変更する場合にあっては、正しい名称住所が記載されている次のいずれかの書類の写しをもって、「その事実を証する書類」とすることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ レターへッドを有する当該海外商社からの書簡の写し ロ 海外商社が公式に作成した輸出契約書の写し <p>4 海外商社の名称住所変更申請は、当該事実が発生した後遅滞なく提出するものとする。</p> <p>（海外支店等又は子会社等の登録申請について）</p> <p>第5条 本邦法人の海外に所在する支店等又は子会社等であって、与信規程第8条第2項に規定する日本貿易保険が信用危険のてん補を制限するものに該当する海外商社（以下「子会社等」という。）として登録申請しようとする者は、別紙様式第4「海外支店等・子会社等登録申請書」1通に、与信規程第8条第2項の各号に該当することを証する書類として、名称住所が確認できる書類又はその写し1通及び次に掲げる書類1通を添付して、本店等に提出するものとする。</p> <p>一 与信規程第8条第2項第1号 本店又は支店の関係にあることが確認できる書類又はその写し（被保険者の商業登記簿の謄本又は有価証券報告書等）</p> <p>二 与信規程第8条第2項第2号 資本関係が確認できる書類又はその写し（被保険者の有価証券報告書、連結決算書、年次報告書等）</p> <p>三 与信規程第8条第2項第3号 特定の人的関係を有することが確認できる書類又はその写し、資本関係を含む場合にあっては、それに加え資本関係が確認できる書類又はその写し（被保険者の商業登記簿の謄本又は有価証券報告書等）</p> <p>四 与信規程第8条第2項第4号 その他実質的に同視できることが確認できる書類又はその写し</p> <p>2 当該申請に係る海外商社が名簿に登録されていない場合であって、P.U以外の格付に登録しようとするときは、前項に規定する書類のほかに、名簿規程第7条に規定する信用調査報告書の原本及びその写し各1通を添付して、本店等に提出するものとする。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

場合又は子会社等に該当しなくなった場合にあっては、遅滞なく変更に係る書類又は該当しなくなつた事実を確認できる書類を提出するものとする。

(スリーピング候補バイヤーの解除申請について)

第6条 名簿規程第6条第6項の規定により、スリーピング候補バイヤー（同第4条第2項の規定により日本貿易保険が名簿から削除することを前提として公表した海外商社をいう。以下同じ。）からの海外商社の解除を申請する者は、スリーピング候補バイヤー公表期間中に別紙様式第5「スリーピング候補バイヤー解除申請書」1通及び貿易保険申込みの見込みがあることを確認できる書類の写し1通を本店等に提出するものとする。

(貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る海外商社の登録等申請の特例について)

第7条 貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る海外商社の登録等申請については、「貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則」（平成13年4月1日01-制度-00027。以下「企総手続細則」という。）第1条、第2条及び第3条の規定によるもののほか本条によるものとする。

2 貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る海外商社は、名簿に登録するとともに貿易一般保険包括保険（企業総合）の特約締結者（特約書により部門を特定して貿易一般保険包括保険（企業総合）の申込みを行う場合は特約コード番号）ごとに設けられた名簿に登録を行うものとする。

3 貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る海外商社の登録申請、格付変更・継続申請及び子会社等の登録申請については、第1条、第3条或いは第5条の規定にかかわらず、企総手続細則第1条に定める別紙様式第2「貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る海外商社〔登録・格付変更（継続）・支払限度額設定〕申請・届出書」により行うことができるものとする。

附 則

この細則は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成13年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成14年7月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成15年10月14日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年5月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年9月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年7月15日から実施する。

場合又は子会社等に該当しなくなった場合にあっては、遅滞なく変更に係る書類又は該当しなくなつたことを確認することが可能な書類の届出を行うものとする。

(新設)

第6条 同左

2 同左

3 同左

附 則

この細則は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成13年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成14年7月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成15年10月14日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年5月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年9月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から実施する。

(別紙様式第1)

海外商社登録申請書

年月日

御中

申請者住所：(〒)
申請者氏名：

印

(シッパーコード：
担当部課：
担当者：
電話番号：
FAX番号：

「海外商社名簿及び与信枠関係手続細則」第1条の規定に基づき、海外商社の登録を申請します。なお、本申請書に添付した信用調査報告書は原本に相違ないことを誓約します。

社名又は名称	住 所
	所在国()

- (注) 1. 用紙はA4の規格のものを使用して下さい。
 2. PN格又はPU格の格付登録の際には、本申請書上部右側余白部分に「(PN)又は(PU)」と記入して下さい。
 3. PU格の格付登録は、FAXで申請することも可能です。
 4. FAX申請先：日本貿易保険大阪支店 06-6233-4001
 財団法人貿易保険機構 03-3580-0292
 5. ※印のある欄は記入しないで下さい。

※【登録通知】

第 年 月 日

上記申請に係る海外商社は、本日付で、次のとおり登録したので通知します。

印

国コード	商社コード	格 付	個別保証枠(EE格、EA格又はEF格の場合)

(別紙様式第2)

年月日

海外商社格付変更・継続申請書／個別保証枠増額申請書

御中

申請者住所：(〒)

(別紙様式第1)

海外商社登録申請書

年月日

御中

申請者住所：(〒)
申請者氏名：

印

(シッパーコード：
担当部課：
担当者：
電話番号：
FAX番号：

「海外商社名簿及び与信枠関係手続細則」第1条の規定に基づき、海外商社の登録を申請します。なお、本申請書に添付した信用調査報告書は原本に相違ないことを誓約します。

社名又は名称	住 所
	所在国()

- (注) 1. 用紙はA4の規格のものを使用して下さい。
 2. PN又はPUの格付登録の際には、本申請書上部右側余白部分に「(PN)又は(PU)」と記入して下さい。
 3. PUの格付登録は、FAXで申請することも可能です。
 4. FAX申請先：日本貿易保険大阪支店 06-6233-4001
 財団法人貿易保険機構 03-3580-0292
 5. ※印のある欄は記入しないで下さい。

※【登録通知】

第 年 月 日

上記申請に係る海外商社は、本日付で、次のとおり登録したので通知します。

印

国コード	商社コード	格 付	個別保証枠(EE格、EA格又はEF格の場合)

(別紙様式第2) 同左

申請者氏名 :

印

(シッパーコード :)
担当部課 :
担当者 :
電話番号 :
FAX番号 :

「海外商社名簿及び与信枠関係手続細則」第3条の規定に基づき、下記の海外商社の格付変更・継続／個別保証枠の増額を申請します。なお、本申請書に添付した信用調査報告書は原本に相違ないことを誓約します。

記

所在国	国コード	海外商社コード	現格付

社名又は名称	住所

(注) 用紙はA4の規格のものをして下さい。

(別紙様式第3)

年月日

海外商社名称・住所変更申請書

御中

申請者住所 : (〒)
申請者氏名 :

印

(シッパーコード :)
担当部課 :
担当者 :
電話番号 :
FAX番号 :

「海外商社名簿及び与信枠関係手続細則」第4条の規定に基づき、下記の海外商社の名称・住所の変更を申請します。

記

(別紙様式第3) 同左

年月日

海外商社名称・住所変更申請書

御中

申請者住所 : (〒)
申請者氏名 :

印

(シッパーコード :)
担当部課 :
担当者 :
電話番号 :
FAX番号 :

「海外商社名簿及び与信枠関係手続細則」第4条の規定に基づき、下記の海外商社の名称・住所の変更を申請します。

記

所在国	国コード	海外商社コード
	社名又は名称	住 所
旧		
新		

(注) 1. 申請書中「名称・住所」のいずれか一方が不要の場合は抹消して下さい。

2. 用紙はA4の規格のものを使用して下さい。

3. FAXで申請することも可能です。

4. FAX申請先：日本貿易保険大阪支店 06-6233-4001
財団法人貿易保険機構 03-3580-0292

所在国	国コード	海外商社コード
	社名又は名称	住 所
旧		
新		

(注) 1. 申請書中「名称・住所」のいずれか一方が不要の場合は抹消して下さい。

2. 「社名又は名称」若しくは「住所」の一方に変更がない場合でも、「旧」の欄は当該「社名又は名称」及び「住所」をすべて記入して下さい。

3. 用紙はA4の規格のものを使用して下さい。

4. FAXで申請することも可能です。

5. FAX申請先：日本貿易保険大阪支店 06-6233-4001
財団法人貿易保険機構 03-3580-0292

(別紙様式第4)

年 月 号

海外支店・子会社等登録申請書

御中

「海外商社名簿及び与信枠関係手続細則」
第5条の規定に基づき、下記のとおり登録を
申請します。
なお、当該申請書に記載した内容及び添付
の書類に記載された内容は事実に相違ないこ
と並びに当該申請により登録された海外商社
が子会社等に該当しなくなったときは、遅滞
なく、その旨の届出を行うことを誓約します。印
担当部課：
担当者：
電話番号：
FAX番号：

(別紙様式第4) 同左

年 月 号

海外支店等・子会社等登録申請書

御中

「海外商社名簿及び与信枠関係手続細則」
第5条の規定に基づき、下記のとおり登録を
申請します。
なお、当該申請書に記載した内容及び添付
の書類に記載された内容は事実に相違ないこ
と並びに当該申請により登録された海外商社
が子会社等に該当しなくなったときは、遅滞
なく、その旨の届出を行うことを誓約します。印
担当部課：
担当者：
電話番号：
FAX番号：

(全 ページ 1 /)

照合番号	国コード	海外商社格付	社名又は名称	住 所	子会社等の別	業務欄
			可否	海外商社名簿登録		年 月 日

(全 ページ 1 /)

照合番号	国コード	海外商社格付	社名又は名称	住 所	子会社等の別	業務欄
			可否	海外商社名簿登録		年 月 日

付けで登録
年月日 付けで登録

(注) 1. 「照合番号」の欄は、申請する海外支店・子会社等ごとに申請者が通し番号を記入し、問い合わせ等の際に使用することとします。

2. 「国コード」及び「海外商社コード」の欄は、申請する海外支店・子会社等が海外商社名簿に登録されていない場合は、記入する必要はありません。

3. 「子会社等の別」の欄は、申請者の海外支店・子会社等であって、次のそれぞれに該当する場合にその番号を記入して下さい。

①被保険者の本店又は支店 ②特定の資本関係にある海外商社
③特定の人的関係にある海外商社 ④その他日本貿易保険が信用危険をてん補しないと認めた海外商社

4. 「業務欄」は記入しないで下さい。

5. 用紙はA4の規格のものを使用して下さい。

6. 次の場合はFAXで申請することも可能です。
①既に海外商社が名簿に登録されている場合 ②海外商社が名簿に登録されていない場合であって、PU格への登録を併せて申請するとき

7. FAX申請先：日本貿易保険大阪支店 06-6233-4001
財団法人貿易保険機構 03-3580-0292

上記申請に係る海外支店・子会社等の登録の可否について、上記のとおり決定したので通知します。

第 三 十

海外支店・子会社等登録申請書

年月日

(注) 1. 「照合番号」の欄は、申請する子会社等ごとに申請者が通し番号を記入し、問い合わせ等の際に使用することとします。

2. 「国コード」及び「海外商社コード」の欄は、申請する子会社等が海外商社名簿に登録されていない場合は、記入する必要はありません。

3. 「子会社等の別」の欄は、申請者の海外支店等・子会社等であって、次のそれぞれに該当する場合にその番号を記入して下さい。

①被保険者の本店又は支店 ②特定の資本関係にある海外商社
③特定の人的関係にある海外商社 ④その他日本貿易保険が信用危険をてん補しないと認めた海外商社

4. 「業務欄」は記入する必要はありません。

5. 用紙はA4の規格のものを使用して下さい。

6. FAXで申請することも可能です。

7. FAX申請先：日本貿易保険大阪支店 06-6233-4001
財団法人貿易保険機構 03-3580-0292

上記申請に係る海外支店等・子会社等の登録の可否について、上記のとおり決定したので通知します。

60

年月日

海外支店等・子会社等登録申請書

(/ ページ)

申請者：
(シッパーコード：)

(シツバニモニ一ノミテニシテ)

申請者：
(シッパード：

付けて登録
年月日
付けて登録

(別紙様式第5)

(新設)

スリーピング候補バイヤー解除申請書

年月日

御中

申請者住所:	(〒)
申請者氏名:	<u>印</u>
(シッパーコード: _____)	
担当部課:	
担当者:	
電話番号:	
FAX番号:	

「海外商社名簿及び与信枠関係手続細則」第6条の規定に基づき、以下の海外商社について、海外商社名簿への登録継続を申請します。

国コード	海外商社コード	名 称	住 所

(注) 1. 用紙はA4の規格のものをして下さい。

2. FAXで申請することも可能です。

3. FAX申請先：日本貿易保険大阪支店
財団法人貿易保険機構 06-6233-4001
03-3580-0292

4. 海外商社が複数の場合、別紙を添付の上申請頂くことも可能です。